

教育民生常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

認定第1号 平成23年度岩国市一般会計歳入歳出

決算の認定について

本件のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、

認定すべきものと決しました。

認定第3号 平成23年度岩国市後期高齢者医療特別会計

歳入歳出決算の認定について

認定第4号 平成23年度岩国市国民健康保険特別会計

歳入歳出決算の認定について

認定第5号 平成23年度岩国市介護保険特別会計

歳入歳出決算の認定について

認定第18号 平成23年度岩国市病院事業会計

決算の認定について

以上4件は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第98号 平成24年度岩国市一般会計補正予算（第1号）

本議案のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、

原案妥当と認め、可決すべきものと決しました。

議案第99号 平成24年度岩国市後期高齢者医療特別会計

補正予算（第1号）

議案第100号 平成24年度岩国市国民健康保険特別会計

補正予算（第1号）

議案第101号 平成24年度岩国市介護保険特別会計

補正予算（第1号）

議案第110号 岩国市指定地域密着型サービスの

事業の人員、設備及び運営に関する

基準等を定める条例

議案第111号 岩国市指定地域密着型介護予防サービスの

事業の人員、設備及び運営並びに

指定地域密着型介護予防サービスに係る

介護予防のための効果的な支援の方法に

関する基準等を定める条例

議案第120号 岩国市放課後児童の保育に関する条例の

一部を改正する条例

以上6議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め

可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況につきまして、御報告申し上げます。

「認定第1号 平成23年度岩国市一般会計歳入歳出決算の

認定について」のうち、当(とう)委員会所管分の審査におきまして、

総務費の再編関連特別事業費の市立小・中学校耐震化推進事業に関し、委員中から、耐震化工事の進

捗(しんちよく)状況について質疑があり、

当局から、

「耐震化工事を必要とする学校施設の工事实績については、小学校において、校舎が16.7%、屋内(おくない)体育館が20%、中学校において、校舎が26.7%、屋内(おくない)体育館が33.3%実施済みである」との答弁があり、

これを受けて委員中から、

「この数字を見るかぎり、耐震化工事は余り進んではいない。そうであるなら、事業の完了を待つことなく、老朽化が進んでいる学校施設の改築工事も同時に進めていく必要があるのではないか」との質疑があり、

当局から、

「耐震化推進事業については、基本的には、平成27年度までに終了をめどに進めている。学校施設は、昭和30・40年代に建てられたものが多く老朽化が進んでいるので、改築等の施設整備についても、おそくとも来年度中には方針を立て、耐震化の完了後、すみやかに実施に取り組んでいけるよう努力していきたい」との答弁がありました。

次に、教育費の青少年対策費に関し、委員中から、岩国市における「いじめの認知件数 並びに 実態把握方法 及び 内訳」に関して質疑があり、

当局から、

「本市における平成23年度のいじめの認知件数は67件であるが、その把握方法の内訳としては、学校の教職員の認知が9件、いじめを受けている本人からの訴えが19件、本人の保護者からの訴えが28件、その他が11件である。

しかしながら、いじめは見えないところでおこること、また、いじめを受けている子供が勇気をもって発言することが困難であることから、この数字にはあらわれていないが、多くの子供たちの心がまだ痛んでいるのではないかと、という危機感を持って、兆候をいち早く把握できるよう取り組んでいる」との答弁がありました。

これを受けて委員中から、

「いじめ問題に悩む子供が相談できる体制を整備するためには、『相談者がいじめの経験者等で、みずからの体験をもとに、子供たちに語りかけることができる人であること』、及び、『相談者の顔が子供にわかり、身近に感じた子供が、電話等での

相談をしてみようと思う人であること』が大事である。
そのためには、『地域の大人からいじめの経験者等の
ボランティアをつのり、各学校を定期的に訪問し、
みずからの体験談を話して聞かせたり、電話等でのなやみ相談に
応じる』といった事業への取り組みができないか」
との質疑があり、

当局から、

「本市では、新しい学校づくりとして、学校を中心に
保護者と地域の方と一緒に学校を運営する
コミュニティスクールづくりに取り組んでいるが、
その中で、地域の大人による訪問・相談を
しっかりと組み込むことも考慮に入れ、
安心して安全な学校づくりを推進してまいりたい」
との答弁がありました。

これを受けて委員中から、

「本委員会が行政視察で訪れた熊本市では、市みずから24時間の
電話相談体制をとっており、大きな成果をあげている。

だれにも打ち明けられず、苦しむ子供が、
いつでも相談を求めることができるように、
岩国市も24時間体制をとってはどうか」との質疑があり、

当局から、

「24時間体制については検討を行い、いじめから児童生徒を
絶対に守るという強い姿勢で取り組んでまいりたい」
との答弁がありました。

これを受けて委員中から、

「いじめは、どの子供にもどの学校でも起こりうる問題であり、
各学校が個別に対処するだけでは目的を果たせない。

いじめは人間として絶対に許されないという雰囲気を
岩国市全体でつくるために、スローガンを掲げるなどして、
運動を目に見える形で力強く進めていく必要があるのではないか」
との質疑があり、

当局より、

「岩国市一体となって取り組むためのスローガン等(とう)も
有効であると考えられるので検討を行い、教育委員会としても、学校や保護者と緊密(きんみつ)に連
絡をとりながら、
岩国市全体として取り組みを進めてまいりたい」
との答弁がありました。

本件のうち、当委員会所管分につきましては、慎重審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、「認定第18号 平成23年度岩国市病院事業会計決算の認定について」の審査におきまして、

委員中より、

「岩国市監査委員が作成している平成23年度岩国市公営企業会計決算審査意見書の医業収益の項目において、『美和病院事業においては、入院収益について、入院患者は減少したが患者一人当たりの単価が上がったため、191万千円増加している』との記述があるが、患者一人当たりの単価が上がった理由はなぜか」との質疑があり、

当局より、

「重症の患者の入院による高価な薬代や検査代の発生等により、単価が上がった」との答弁がありました。

これを受けて委員中より、

「錦中央病院、美和病院においては、療養型の病院ではないため、平均在院日数・最長の在院日数が入院収益に影響をぼすので、決算審査意見書にもこれらの日数を掲載すべきではないか」との意見がありました。

本件は、慎重審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。